

飲食店等に対し営業時間の短縮を要請します 〈新型コロナウイルス変異株への緊急対策〉

岡山市北区の以下の地域内で、午後8時以降も、店舗敷地内で、客に飲食をさせる施設を営業している事業者の方に対し、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）に短縮するよう要請します。

要請期間 令和3年5月3日(月)～令和3年5月16日(日)

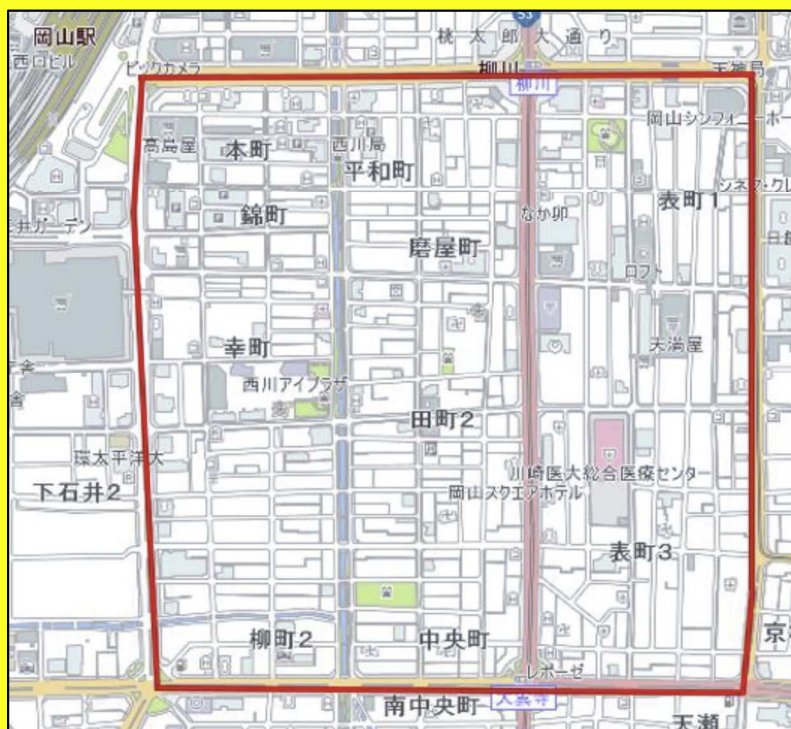
要請内容 午前5時から午後8時までの営業時間短縮
(酒類の提供は、午前11時から午後7時まで)

対象施設 食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗
(テイクアウト、持ち帰りは除く)

対象地域

岡山市北区の次の地域

表町1丁目、表町2丁目、
表町3丁目、幸町、
田町1丁目、田町2丁目、
中央町、磨屋町、
中山下1丁目、
中山下2丁目、錦町、
平和町、本町、
柳町1丁目、柳町2丁目



(出典: ©PASCO/©INCREMENT P/おokayama全県統合型GIS)

実地で働きかけを行いますので、ご協力ください。



営業時間短縮にご協力いただいた 飲食店等に対して、協力金を支給します

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、持ち帰りを除く)(令和3年5月2日(日)以前から営業していること)
- 2 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいていること(遅くとも5月6日(木)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

<中小企業等(売上高方式)>

| 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高 | 1日あたりの支給額 |
|---------------------------------------|------------------------|
| 8万3,333円以下 (年間：～3,042万円) | 2万5,000円 |
| 8万3,333円～25万円 (年間：3,042万円～9,125万円) | 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割 |
| 25万円以上 (年間：9,125万円～) | 7万5,000円(上限額) |

<大企業(売上高減少方式)>

| |
|--|
| 1日あたりの支給額： 前年度又は前々年度の1日あたりの 売上高減少額×4割 ※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の 1日あたりの売上高×3割の低い額 |
| ※中小企業も大企業の方式を選択可 |

申請方法

受付期間：令和3年5月17日(月)～6月30日(水)予定
申請方法については、郵送及び電子申請を予定しています。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター ※5月1日(土)開設
TEL 086-226-7968 受付時間 9:00～17:00
(土日・祝日は休み ※5月9日(日)までの土日祝日は受付)